

## 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和6年度オキシダント計動的校正業務委託（入札番号20号）について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、守らねばならない事項を定めるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記のとおり

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年4月1日告示第220号）第2に規定する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「計測測定機械器具」又は「物品保守・修繕」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 本業務を行うにあたり下記要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 過去10年以内に、自治体からのオキシダント計動的校正業務（自動測定機納入時の校正、保守点検業務を含む）の受託実績を有する。
  - イ 社内に動的校正を実施可能な従業員を有しており、その者又はその者の監督下において業務実施が可能である。（環境大気常時監視技術者資格を有している等）
- (4) 静岡県の物品購入等に係る入札参加資格停止基準による入札参加停止期間の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案、要領等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該契約書案、要領書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案、要領書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2の(1)のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）

オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第3号による委任状を持参させなければならない。

- (6) 入札者は、様式第2号による入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和6年7月17日開札（入札）〔令和6年度オキシダント計動的校正業務委託〕の入札書在中」と記載すること。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、令和6年度オキシダント計動的校正業務委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。契約保証金は要。ただし過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と書類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを誠実に履行している実績を有する者は免除する。

#### 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。  
ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

#### 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 9 競争入札参加者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、下記10(1)イの期日までに様式第1号入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期日までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

## 10 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により様式第1号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出先 郵便番号 426-0083  
所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1  
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課  
電話番号 054-625-9121

イ 提出期限 令和6年7月5日（金）午後4時

ウ 提出書類

(7) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(4) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において「計測測定機械器具」又は「物品保守・修繕」の営業種目について競争入札参加資格を有することを証した書類の写し（両面をコピーすること）

(5) 契約実績申告書兼誓約書（様式第5号）

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年7月10日（水）までに通知する。

## 11 その他

(1) 契約書案及び入札に関する質疑、確認等は、様式第4号質問票により令和6年7月5日（金）午後4時までにファクシミリ又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。

照会先 ファクシミリ送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9142

電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

(4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託
- (2) 業務概要 オキシダント計動的校正業務
- (3) 業務期間 契約日から令和6年11月15日まで
- (4) 契約締結日 落札日から起算して7日以内

### 2 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時並びに執行場所
  - 日 時 令和6年7月17日（水）午後1時30分
  - 場 所 静岡県環境衛生科学研究所 4階会議室
- (2) 本業務委託に関するの照会先
  - 郵便番号 426-0083
  - 所在地 静岡県藤枝市谷稲葉232番地の1
  - 機 関 名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
  - 電話番号 054-625-9121

## 入札参加資格確認申請書

令和6年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、別紙及び関係書類を添付の上、申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、入札説明書2(4)から(6)のいずれにも該当しない者であること及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公告日 令和6年6月28日
- 2 契約名称 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託

## 別紙

1 本業務を行うにあたり下記要件のいずれかを満たすこと。

(下記該当欄いずれかにチェック)

過去10年以内に、国又は地方公共団体からオキシダント計動的校正業務（自動測定機納入時の校正、保守点検業務を含む）の受託実績がある。

(件名： )

※契約書の写しを添付すること。

社内に動的校正を実施可能な従業員を有しており、その者又はその者の監督下において業務実施が可能である。

(例：環境大気常時監視技術者資格を有している 等)

※資格証及び在職していることを証する書類を添付すること。

様式第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

# 入札書

入札番号 第20号

件名 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託

上記の委託について、「令和6年度オキシダント計動的校正業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札いたします。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(税抜き)

令和6年7月17日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入札者	住所	氏名	印
	商号又は名称		
	代理人	氏名	印



# 入 札 書 記載例

入札番号 第20号

件 名 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託

上記の委託について、「令和6年度オキシダント計動的校正業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札いたします。

¥マークを記入	入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥							

~~~~~(税抜き)~~~~~

令和6年7月17日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

委任の場合、押印は不要です

|            |                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住所         | 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3                                                                                |
| 入札者 商号又は名称 | 株式会社 静岡                                                                                       |
| 氏 名        | 代表取締役 駿河 一郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> |
| 代理人        | 静岡 太郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>       |
| 氏 名        |                                                                                               |

※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です

# 委任状

|       |
|-------|
| 代理人の印 |
|       |

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

## 記

委任事項      静岡県環境衛生科学研究所      における  
令和6年度オキシダント計動的校正業務委託の入札について

委任期日      令和6年7月17日

令和6年7月17日

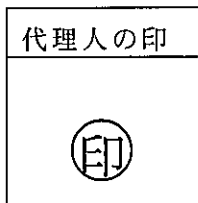
住      所

(委任者) 商号又は名称

印

# 委任状 記載例

私は、静岡太郎  
一切の権限を委任します。



を代理人と定め、下記事項を処理する

## 記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における  
令和6年度オキシダント計動的校正業務委託の入札について  
委任期日 令和6年7月17日

令和6年7月17日

|              |                |
|--------------|----------------|
| 住所           | 静岡市〇〇区〇〇町1-2-3 |
| (委任者) 商号又は名称 | 株式会社 静岡        |
|              | 代表取締役 駿河 一郎 印  |

# 質 問 票

令和6年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名

印

業務名 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託

| 表 題  |  |
|------|--|
| 質問事項 |  |

※ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。

※ 質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

# 契約実績申告書 兼 誓約書

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の1または2のいずれかを丸囲みしてください。

## 1 実績がない

過去2か年における国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績はありませんが、落札した時は、契約日までに契約保証金（契約金額の10/100以上）を払い込み、業務を誠実に履行することを誓約します。

## 2 契約実績がある

過去2か年において、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体等を相手方とした種類及び規模をほぼ同じとする契約実績は以下のとおりであり、これらをすべて誠実に履行したことを申告します。また、記載の内容については事実と相違ないことを誓約します。

| 契約相手方 | 契約名 | 契約期間               | 契約金額 |
|-------|-----|--------------------|------|
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |
|       |     | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 円    |

※契約内容を表に記載すること

## 競争契約入札心得書

### (趣旨)

第1条 この心得は、今回の委託業務について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### (入札)

第4条 入札書は、入札説明書に示された様式により作成し、公告で告知した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札説明書に示された委任状を持参させなければならない。

### (入札書の書換等の禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札の中止等)

第6条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (開札)

第7条 開札は、入札説明書に記載した開札場所において行う。

### (入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

### (落札者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、入札説明書に示した条件を満たした者を落札者とする。

### (再度入札)

第10条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第8条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札

箱へ投函すること。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第14条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）に定める契約については、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第17条 この規定は、随意契約について準用する。

令和6年度オキシダント計動的校正業務委託契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「令和6年度オキシダント計動的校正業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、契約締結日から令和6年11月15日までとする。

（委託費及び支払い方法）

第3条 甲は、乙に対し、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 乙は、委託費を委託業務終了後請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第4条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、乙が事前に書面又は電磁記録により当該第三者を甲に届出し、甲が受理した場合は、この限りでない。

2 前項に基づき、再委託し、又は請け負わせる場合、乙は再委託先又は請負先の行為全てについて責任を負うものとする。

（契約の解除）

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴



力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(損害賠償)

第7条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第8条 乙は、この契約の締結後10日以内に要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書等の提出)

第10条 乙は、全測定局の動的校正完了後10日以内あるいは令和6年11月15日のいずれか早い期日までに要領に定める委託業務実績報告書、委託業務結果報告書を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第11条 甲又は乙が第6条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(解除後の委託業務実績報告書の提出)

第12条 甲が第6条の定めによりこの契約を解除した場合、乙は、解除後10日以内に第10条に定める委託業務実績報告書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第14条 この契約の定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番 1 号  
静岡県環境衛生科学研究所  
所 長 横井 志伸

(乙)

## 令和6年度オキシダント計動的校正業務委託要領

この要領は、静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、令和6年 月 日付けで締結した「令和6年度オキシダント計動的校正業務委託契約」について、契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 1 動的校正対象機器及び実施時期

別紙「各測定局Ox計動的校正対象機器一覧」のとおり。なお、校正実施時期については、9月1日から11月8日までを原則とし、詳細な日程については別途甲と協議すること。

### 2 業務内容

乙は、別紙に示す対象19測定局のオキシダント計について、「環境大気常時監視マニュアル第6版(平成22年3月 環境省 水・大気環境局)」(以下「マニュアル」という。)及びJIS B7957:2006に定める方法に従って動的校正を実施し、結果の報告をすること。なお、動的校正に用いる基準器は乙が用意し、甲が所有する三次基準器との値付けを当所にて実施すること。

### 3 委託業務実施計画書及び委託業務実績報告書等

- (1) 契約書第8条に規定する委託業務実施計画書は、様式第1号により電子媒体で報告すること。
- (2) 契約書第10条に規定する委託業務実績報告書は、様式第2号により電子媒体で報告すること。
- (3) 契約書第10条に規定する委託業務結果報告書は、様式第3、4、5号により電子媒体で報告すること。また、校正時のチャート紙の写し及び写真(動的校正前、作業中、動的校正完了後)を添付すること(様式任意)。
- (4) 委託業務実施計画書、委託業務実績報告書、委託業務結果報告書は、それぞれ電子媒体により提出し、さらに紙媒体により1部提出すること。

### 4 再委託

契約書第5条に基づき、乙が第三者に再委託し、又は請け負わせる場合、様式第1号提出時点で当該再委託又は請負先が決定していれば当該業者名、住所及び電話番号を様式第1号に記入すること。決定していない場合、必

要に応じて別途、甲に届出すること（様式任意）。

## 5 特記事項

- (1) 動的校正に必要な機材、消耗品は乙がこれを用意する。
- (2) 電源については、甲が100V交流電源を用意する。
- (3) 動的校正時は、調整中信号出力を行うこと。
- (4) 動的校正を行った際の校正値は、マニュアルに記載のとおり、前回校正時と比較してゼロ値で $\pm 2\text{ppb}$ 、スパンは200ppbレベルで8ppbを超える偏差が認められるかどうかを目安とし、様式第5号の判定基準を用いて校正結果を判定すること。判定基準を超過した場合、速やかに甲に連絡するとともに、甲に校正実施時の状況を説明すること。また、当該説明の結果、乙の校正作業に瑕疵が認められた場合は、再度、乙の負担により動的校正を実施すること。
- (5) 乙が本要領に定めた校正方法に従わない場合、甲はその校正により値付けされたゼロ偏差、スパン係数を無効とし、乙に対して無償で再度、校正を実施させることができるものとする。
- (6) 動的校正前に機器の不具合があった場合は、別途協議の上、校正作業の実施有無を決定するものとする。また、動的校正時に機器の不具合が生じた場合、乙は速やかに甲へ連絡し、甲の指示を受けること。
- (7) 乙は、天災及び自然現象等のやむを得ない理由により校正実施時期の期間内に校正が行えない場合、速やかに甲へ連絡し、甲の指示を受けること。
- (8) 乙は、業務を実施するため、公有地または私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い業務が円滑に行われるように努めなければならない。
- (9) 本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

R6.4.1時点

| 地区        | 台数        | 測定局名       | 型番         |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 沼津<br>以東  | 対象<br>8 台 | 東部総合庁舎     | GUX-353B   |
|           |           | 三島市役所      | GUX-353    |
|           |           | 下田総合庁舎     | GUX-353B   |
|           |           | 熱海総合庁舎     | GUX-353B   |
|           |           | 御殿場市役所     | GUX-353B   |
|           |           | 伊東市役所      | GUX-353B   |
|           |           | 大仁北小学校     | GUX-353B   |
|           |           | 裾野市民文化センター | GUX-353B   |
|           | 台数        | 8          |            |
| 富士<br>富士宮 | 対象<br>3 台 | 富士救急医療センター | GUX-353    |
|           |           | 富士宮市役所     | GUX-353B   |
|           |           | 富士川第一中学校   | GUX-353    |
|           | 台数        | 3          |            |
| 中部        | 対象<br>3 台 | 焼津中学校      | GUX-353B   |
|           |           | 島田市役所      | 0A-781     |
|           |           | 牧之原市役所榛原庁舎 | APOA-3700R |
|           | 台数        | 3          |            |
| 西部        | 対象<br>5 台 | 掛川市役所      | GUX-353B   |
|           |           | 掛川市役所大東支所  | GUX-353B   |
|           |           | 磐田市役所      | GUX-353B   |
|           |           | 袋井市役所      | APOA-3700R |
|           |           | 湖西市役所      | GUX-353B   |
|           | 台数        | 5          |            |
|           | 計         |            | 19         |

| 型番         | 動的校正対象台数 |
|------------|----------|
| GUX-353※   | 16       |
| 0A-781     | 1        |
| APOA-3700R | 2        |
| 計          | 19       |

※機器の故障等により代替機が設置されている場合がある

※GUX-353、GUX-353Bを含む

様式第1号 令和6年度オキシダント計動的校正業務 実施計画書

| 月日     | 曜日 | 動的校正 | 備考 |
|--------|----|------|----|
| 9月1日   | 日  |      |    |
| 9月2日   | 月  |      |    |
| 9月3日   | 火  |      |    |
| 9月4日   | 水  |      |    |
| 9月5日   | 木  |      |    |
| 9月6日   | 金  |      |    |
| 9月7日   | 土  |      |    |
| 9月8日   | 日  |      |    |
| 9月9日   | 月  |      |    |
| 9月10日  | 火  |      |    |
| 9月11日  | 水  |      |    |
| 9月12日  | 木  |      |    |
| 9月13日  | 金  |      |    |
| 9月14日  | 土  |      |    |
| 9月15日  | 日  |      |    |
| 9月16日  | 月  |      |    |
| 9月17日  | 火  |      |    |
| 9月18日  | 水  |      |    |
| 9月19日  | 木  |      |    |
| 9月20日  | 金  |      |    |
| 9月21日  | 土  |      |    |
| 9月22日  | 日  |      |    |
| 9月23日  | 月  |      |    |
| 9月24日  | 火  |      |    |
| 9月25日  | 水  |      |    |
| 9月26日  | 木  |      |    |
| 9月27日  | 金  |      |    |
| 9月28日  | 土  |      |    |
| 9月29日  | 日  |      |    |
| 9月30日  | 月  |      |    |
| 10月1日  | 火  |      |    |
| 10月2日  | 水  |      |    |
| 10月3日  | 木  |      |    |
| 10月4日  | 金  |      |    |
| 10月5日  | 土  |      |    |
| 10月6日  | 日  |      |    |
| 10月7日  | 月  |      |    |
| 10月8日  | 火  |      |    |
| 10月9日  | 水  |      |    |
| 10月10日 | 木  |      |    |
| 10月11日 | 金  |      |    |
| 10月12日 | 土  |      |    |
| 10月13日 | 日  |      |    |
| 10月14日 | 月  |      |    |
| 10月15日 | 火  |      |    |

| 月日     | 曜日 | 動的校正 | 備考 |
|--------|----|------|----|
| 10月16日 | 水  |      |    |
| 10月17日 | 木  |      |    |
| 10月18日 | 金  |      |    |
| 10月19日 | 土  |      |    |
| 10月20日 | 日  |      |    |
| 10月21日 | 月  |      |    |
| 10月22日 | 火  |      |    |
| 10月23日 | 水  |      |    |
| 10月24日 | 木  |      |    |
| 10月25日 | 金  |      |    |
| 10月26日 | 土  |      |    |
| 10月27日 | 日  |      |    |
| 10月28日 | 月  |      |    |
| 10月29日 | 火  |      |    |
| 10月30日 | 水  |      |    |
| 10月31日 | 木  |      |    |
| 11月1日  | 金  |      |    |
| 11月2日  | 土  |      |    |
| 11月3日  | 日  |      |    |
| 11月4日  | 月  |      |    |
| 11月5日  | 火  |      |    |
| 11月6日  | 水  |      |    |
| 11月7日  | 木  |      |    |
| 11月8日  | 金  |      |    |
| 11月9日  | 土  |      |    |
| 11月10日 | 日  |      |    |
| 11月11日 | 月  |      |    |
| 11月12日 | 火  |      |    |
| 11月13日 | 水  |      |    |
| 11月14日 | 木  |      |    |
| 11月15日 | 金  |      |    |

令和 年 月 日

会社名

代表者名

住所

印

様式第2号 令和6年度オキシダント計動的校正業務 実績報告書

| 月日     | 曜日 | 動的校正 | 備考 |
|--------|----|------|----|
| 9月1日   | 日  |      |    |
| 9月2日   | 月  |      |    |
| 9月3日   | 火  |      |    |
| 9月4日   | 水  |      |    |
| 9月5日   | 木  |      |    |
| 9月6日   | 金  |      |    |
| 9月7日   | 土  |      |    |
| 9月8日   | 日  |      |    |
| 9月9日   | 月  |      |    |
| 9月10日  | 火  |      |    |
| 9月11日  | 水  |      |    |
| 9月12日  | 木  |      |    |
| 9月13日  | 金  |      |    |
| 9月14日  | 土  |      |    |
| 9月15日  | 日  |      |    |
| 9月16日  | 月  |      |    |
| 9月17日  | 火  |      |    |
| 9月18日  | 水  |      |    |
| 9月19日  | 木  |      |    |
| 9月20日  | 金  |      |    |
| 9月21日  | 土  |      |    |
| 9月22日  | 日  |      |    |
| 9月23日  | 月  |      |    |
| 9月24日  | 火  |      |    |
| 9月25日  | 水  |      |    |
| 9月26日  | 木  |      |    |
| 9月27日  | 金  |      |    |
| 9月28日  | 土  |      |    |
| 9月29日  | 日  |      |    |
| 9月30日  | 月  |      |    |
| 10月1日  | 火  |      |    |
| 10月2日  | 水  |      |    |
| 10月3日  | 木  |      |    |
| 10月4日  | 金  |      |    |
| 10月5日  | 土  |      |    |
| 10月6日  | 日  |      |    |
| 10月7日  | 月  |      |    |
| 10月8日  | 火  |      |    |
| 10月9日  | 水  |      |    |
| 10月10日 | 木  |      |    |
| 10月11日 | 金  |      |    |
| 10月12日 | 土  |      |    |
| 10月13日 | 日  |      |    |
| 10月14日 | 月  |      |    |
| 10月15日 | 火  |      |    |

| 月日     | 曜日 | 動的校正 | 備考 |
|--------|----|------|----|
| 10月16日 | 水  |      |    |
| 10月17日 | 木  |      |    |
| 10月18日 | 金  |      |    |
| 10月19日 | 土  |      |    |
| 10月20日 | 日  |      |    |
| 10月21日 | 月  |      |    |
| 10月22日 | 火  |      |    |
| 10月23日 | 水  |      |    |
| 10月24日 | 木  |      |    |
| 10月25日 | 金  |      |    |
| 10月26日 | 土  |      |    |
| 10月27日 | 日  |      |    |
| 10月28日 | 月  |      |    |
| 10月29日 | 火  |      |    |
| 10月30日 | 水  |      |    |
| 10月31日 | 木  |      |    |
| 11月1日  | 金  |      |    |
| 11月2日  | 土  |      |    |
| 11月3日  | 日  |      |    |
| 11月4日  | 月  |      |    |
| 11月5日  | 火  |      |    |
| 11月6日  | 水  |      |    |
| 11月7日  | 木  |      |    |
| 11月8日  | 金  |      |    |
| 11月9日  | 土  |      |    |
| 11月10日 | 日  |      |    |
| 11月11日 | 月  |      |    |
| 11月12日 | 火  |      |    |
| 11月13日 | 水  |      |    |
| 11月14日 | 木  |      |    |
| 11月15日 | 金  |      |    |

令和 年 月 日

会社名  
 代表者名  
 住所

印

様式第3号

令和6年度オキシダント計動的校正業務  
結果報告書

対象機器

東亜ディーケーケー株式会社製

GUX-353型 16台

紀本電子工業株式会社製

OA-781 1台

堀場製作所株式会社製

APOA-3700R 2台

令和 年 月 日

会社名

代表者名

住所

TEL

FAX

# オキシダント計動的校正野帳

\*測定局 \_\_\_\_\_ \*機種 \_\_\_\_\_ \*校正者 \_\_\_\_\_

\*製造番号 \_\_\_\_\_ \*製造年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

\*校正日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \*天候 \_\_\_\_\_

\*オゾン計

| 項 目            | 校正前 | 校正後 |
|----------------|-----|-----|
| 試料流量 ml/min    |     |     |
| 試料圧力 kpa       |     |     |
| 試料温度 ℃         |     |     |
| オゾン分解器温度 ℃     |     |     |
| 光源ランプ温度 ℃      |     |     |
| 検出器出力電圧 (M) mV |     |     |
| 検出器出力電圧 (R) mV |     |     |

\*校正前係数 ゼロ偏差 \_\_\_\_\_ スパン係数 \_\_\_\_\_

\*オゾン発生器 型式 \_\_\_\_\_ OVER FLOW \_\_\_\_\_ l/min 圧力(始) \_\_\_\_\_ Mpa  
(終) \_\_\_\_\_ Mpa

\*オゾンモニター 型式 \_\_\_\_\_

流量 \_\_\_\_\_ l/min

ZERO \_\_\_\_\_

SPAN \_\_\_\_\_

SF \_\_\_\_\_

CF \_\_\_\_\_

OP \_\_\_\_\_



\*校正フロー

| 時刻 | オゾン発生器<br>ダイヤル | オゾンモニター<br>指示値 | オキシダント計<br>指示値 | 備考 |
|----|----------------|----------------|----------------|----|
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |
| ～  |                |                |                |    |

※必要に応じて行を追加可

\*校正後係数      ゼロ偏差 \_\_\_\_\_      スパン係数 \_\_\_\_\_

### 動的校正判定表

環境大気常時監視マニュアル第6版及びJIS B 7957:2006に基づき、以下のとおり今回の結果を判定する(暖機等一部実施事項については、慣例に基づくもの有り。)

1 暖機・コンディショニング

| 実施事項                       | チェック | 備考 |
|----------------------------|------|----|
| 機器を接続し、1～2時間程度暖機を行う。       |      |    |
| 300ppb以上のオゾンでコンディショニングを行う。 |      |    |

2 ゼロ校正・スパン校正

| 実施事項                        | チェック         | 備考        |
|-----------------------------|--------------|-----------|
| ゼロ校正時に90%応答時間(2分間以内)であること。  |              |           |
| 校正前との比較でゼロ値が±2ppbであること。     |              |           |
| 測定機                         | 値            |           |
| 校正前                         | ppm = 0.0000 | 0 ppb     |
| 校正後                         | ppm =        | 0 ppb     |
| 偏差                          | ppm =        | 0 ppb     |
| スパン校正時に90%応答時間(2分間以内)であること。 |              |           |
| 校正前との比較でスパン値が±4%の偏差範囲であること。 |              |           |
| 測定機                         | 値            |           |
| 校正前                         | ppm =        | 0 ppb     |
| 校正後                         | ppm =        | 0 ppb     |
| 偏差                          | #DIV/0! % =  | #DIV/0! % |

3 校正値(繰返し性)の確認

| 実施事項                        | チェック               | 備考      |
|-----------------------------|--------------------|---------|
| ゼロ切替時に90%応答時間(2分間以内)であること。  |                    |         |
| ゼロ値が最大目盛±2%の偏差範囲であること。      |                    |         |
| 4次基準器                       | 値                  | レンジ     |
| ゼロ 1回目                      | ppm = 0.0          | 0.2 ppm |
| ゼロ 2回目                      | ppm = 0.0          |         |
| ゼロ 3回目                      | ppm = 0.0          |         |
| 平均値                         | #DIV/0! ppm = 0.00 |         |
| 測定機                         | 偏差                 | レンジ     |
| ゼロ 1回目                      | ppm = 0.0          | 0.2 ppm |
| ゼロ 2回目                      | ppm = 0.0          |         |
| ゼロ 3回目                      | ppm = 0.0          |         |
| 平均値                         | #DIV/0! ppm = 0.00 |         |
| スパン切替時に90%応答時間(2分間以内)であること。 |                    |         |
| スパン値が最大目盛±2%の偏差範囲であること。     |                    |         |
| 4次基準器                       | 値                  | レンジ     |
| スパン 1回目                     | ppm = 0.0          | 0.2 ppm |
| スパン 2回目                     | ppm = 0.0          |         |
| スパン 3回目                     | ppm = 0.0          |         |
| 平均値                         | #DIV/0! ppm = 0.00 |         |
| 測定機                         | 偏差                 | レンジ     |
| スパン 1回目                     | ppm = 0.0          | 0.2 ppm |
| スパン 2回目                     | ppm = 0.0          |         |
| スパン 3回目                     | ppm = 0.0          |         |
| 平均値                         | #DIV/0! ppm = 0.00 |         |

4 直線性の確認

| 実施事項                       | チェック       | 備考      |
|----------------------------|------------|---------|
| 濃度切替時に90%応答時間(2分間以内)であること。 |            |         |
| 指示誤差が最大目盛±4%以内であること。       |            |         |
| 4次基準器                      | 値          | レンジ     |
| スパン                        | ppm = 0.0  | 0.2 ppm |
| 中間濃度その1                    | ppm = 0.0  |         |
| 中間濃度その2                    | ppm = 0.0  |         |
| 中間濃度その3                    | ppm = 0.0  |         |
| ゼロ                         | ppm = 0.0  |         |
| 測定機                        | 指示値と表示値との差 | 指示誤差    |
| スパン                        | 0.0000 ppm | 0.00 %  |
| 中間濃度その1                    | 0.0000 ppm | 0.00 %  |
| 中間濃度その2                    | 0.0000 ppm | 0.00 %  |
| 中間濃度その3                    | 0.0000 ppm | 0.00 %  |
| ゼロ                         | 0.0000 ppm | 0.00 %  |

5 その他

|  |
|--|
|  |
|--|

### 動的校正判定表(記入例)

環境大気常時監視マニュアル第6版及びJIS B 7957:2006に基づき、以下のとおり今回の結果を判定する(暖機等一部実施事項については、慣例に基づくもの有り。)

#### 1 暖機・コンディショニング

| 実施事項                       |  | チェック | 備考 |
|----------------------------|--|------|----|
| 機器を接続し、1~2時間程度暖機を行う。       |  | レ    |    |
| 300ppb以上のオゾンでコンディショニングを行う。 |  | レ    |    |

#### 2 ゼロ校正・スパン校正

| 実施事項                        |     | チェック        | 備考 |           |
|-----------------------------|-----|-------------|----|-----------|
| ゼロ校正時に90%応答時間(2分間以内)であること。  |     | レ           |    |           |
| 校正前との比較でゼロ値が±2ppbであること。     |     | レ           |    |           |
| 測定機                         | 校正前 | -0.0009 ppm | =  | -0.9 ppb  |
|                             | 校正後 | -0.0001 ppm | =  | -0.1 ppb  |
|                             | 偏差  | 0.0008 ppm  | =  | 0.8 ppb   |
| スパン校正時に90%応答時間(2分間以内)であること。 |     | レ           |    |           |
| 校正前との比較でスパン値が±4%の偏差範囲であること。 |     | レ           |    |           |
| 測定機                         | 校正前 | 0.1872 ppm  | =  | 187.2 ppb |
|                             | 校正後 | 0.1867 ppm  | =  | 186.7 ppb |
|                             | 偏差  | -0.267 %    | =  | -0.267 %  |

#### 3 校正値(繰返し性)の確認

| 実施事項                        |         | チェック        | 備考 |            |                |
|-----------------------------|---------|-------------|----|------------|----------------|
| ゼロ切替時に90%応答時間(2分間以内)であること。  |         | レ           |    |            |                |
| ゼロ値が最大目盛±2%の偏差範囲であること。      |         | レ           |    |            |                |
| 4次基準器                       | ゼロ 1回目  | 0.0003 ppm  | =  | 0.3 ppb    | レンジ<br>0.2 ppm |
|                             | ゼロ 2回目  | 0.0001 ppm  | =  | 0.1 ppb    |                |
|                             | ゼロ 3回目  | 0.0001 ppm  | =  | 0.1 ppb    |                |
|                             | 平均値     | 0.00017 ppm | =  | 0.17 ppb   |                |
|                             | 偏差      |             | =  | -0.07 %    |                |
| 測定機                         | ゼロ 1回目  | 0.0000 ppm  | =  | 0.0 ppb    | レンジ<br>0.2 ppm |
|                             | ゼロ 2回目  | 0.0002 ppm  | =  | 0.2 ppb    |                |
|                             | ゼロ 3回目  | 0.0010 ppm  | =  | 1.0 ppb    |                |
|                             | 平均値     | 0.00040 ppm | =  | 0.40 ppb   |                |
|                             | 偏差      |             | =  | 0.20 %     |                |
| スパン切替時に90%応答時間(2分間以内)であること。 |         | レ           |    |            |                |
| スパン値が最大目盛±2%の偏差範囲であること。     |         | レ           |    |            |                |
| 4次基準器                       | スパン 1回目 | 0.1862 ppm  | =  | 186.2 ppb  | レンジ<br>0.2 ppm |
|                             | スパン 2回目 | 0.1860 ppm  | =  | 186.0 ppb  |                |
|                             | スパン 3回目 | 0.1861 ppm  | =  | 186.1 ppb  |                |
|                             | 平均値     | 0.18610 ppm | =  | 186.10 ppb |                |
|                             | 偏差      |             | =  | -0.05 %    |                |
| 測定機                         | スパン 1回目 | 0.1865 ppm  | =  | 186.5 ppb  | レンジ<br>0.2 ppm |
|                             | スパン 2回目 | 0.1871 ppm  | =  | 187.1 ppb  |                |
|                             | スパン 3回目 | 0.1871 ppm  | =  | 187.1 ppb  |                |
|                             | 平均値     | 0.18690 ppm | =  | 186.90 ppb |                |
|                             | 偏差      |             | =  | 0.20 %     |                |

#### 4 直線性の確認

| 実施事項                       |         | チェック       | 備考 |           |                |  |
|----------------------------|---------|------------|----|-----------|----------------|--|
| 濃度切替時に90%応答時間(2分間以内)であること。 |         | レ          |    |           |                |  |
| 指示誤差が最大目盛±4%以内であること。       |         | レ          |    |           |                |  |
| 4次基準器                      | スパン     | 0.1861 ppm | =  | 186.1 ppb | レンジ<br>0.2 ppm |  |
|                            | 中間濃度その1 | 0.1394 ppm | =  | 139.4 ppb |                |  |
|                            | 中間濃度その2 | 0.0926 ppm | =  | 92.6 ppb  |                |  |
|                            | 中間濃度その3 | 0.0462 ppm | =  | 46.2 ppb  |                |  |
|                            | ゼロ      | 0.0001 ppm | =  | 0.1 ppb   |                |  |
| 測定機                        | スパン     | 0.1871 ppm | =  | 187.1 ppb | 指示値と表示値との差     |  |
|                            | 中間濃度その1 | 0.1406 ppm | =  | 140.6 ppb |                |  |
|                            | 中間濃度その2 | 0.0931 ppm | =  | 93.1 ppb  |                |  |
|                            | 中間濃度その3 | 0.0468 ppm | =  | 46.8 ppb  |                |  |
|                            | ゼロ      | 0.0006 ppm | =  | 0.6 ppb   |                |  |
|                            |         |            |    |           | 指示誤差           |  |
|                            |         |            |    |           |                |  |

#### 5 その他

|        |
|--------|
| 異常所見なし |
|--------|